

# 令和6年10月の児童手当制度改正について

令和6年12月支給（令和6年10月分手当）より制度が一部変更になります。

## 1. 変更点（令和6年12月支給の手当より）

### ①支給対象年齢の拡大

支給対象となる児童の年齢が、高校生年代（18歳年度末）までとなります。

### ②所得制限の撤廃

受給者の所得に関係なく、児童手当が支給されます。

※児童を養育する父母のうち所得の高い方に支給されることに変更はございません。

### ③多子加算（第3子以降）の拡充

支給対象児童の年齢に関係なく、第3子以降の支給金額が3万円に増額されます。

高校生年代が支給対象児童になったため、現在の第3子以降の算定に含める対象の年齢が大学生年代（18歳年度末以降22歳年度末まで）になりました。

### ④支給月の変更

児童手当の支給月が4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回となります。  
これに伴い、支払月ごとに送付していた支払通知を廃止します。

## 2. 今後の支給について

令和6年10月に支給する手当までは、現行の制度内容にて支給いたします。  
制度改正後の最初の支給月は、令和6年12月です。

### 《改正後の支給金額》

児童の年齢	支給金額（1人当たりの月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～ 高校生年代	10,000円	

### 《改正後の支給月》

支給月	支給該当月
4月	2月・3月分の手当
6月	4月・5月分の手当
8月	6月・7月分の手当
10月	8月・9月分の手当
12月	10月・11月分の手当
2月	12月・1月分の手当

制度改正にあたり、一部の方は申請が必要となります。  
必ず裏面をご確認ください。

### 3. 制度改正に伴う各種届出について

次にあてはまる方は申請が必要です。松田町子育て健康課でお手続きください（郵送可）。書類は、町ホームページからダウンロードできます。

なお受給者が公務員の方は、ご自身の職場にお問い合わせください。

#### 「認定請求書」の提出が必要な方

（次のいずれかに該当する方）

- （1）高校生年代の児童のみ養育している方
- （2）所得上限限度額超過により児童手当・特例給付を受給していない方

#### 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方

（次のすべてに該当する方）

- （1）**18歳から22歳まで**の子を養育している方  
※平成14(2002)年4月2日～平成18(2006)年4月1日生まれの方
- （2）（1）の子を含めて**3人以上**養育している方

※大学生年代を児童数のカウントに含めるために提出が必要です。

児童が就職し収入がある場合でも、受給者が生活費の一部を負担していれば対象となります。

#### 「額改定請求書」の提出が必要な方

（次のいずれかに該当する方）

- （1）児童手当・特例給付を受給している方で、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方
- （2）児童手当・特例給付を受給している方で、高校生年代について要件児童として登録されていない児童がいる方

**※現在、中学生以下の児童手当・特例給付を受給している方のうち、以下の場合は、自動的に増額されますので**申請は不要**です。**

- ・高校生年代を養育している方
- ・すでに第3子の加算を受けている方
- ・特例給付（児童一人あたり5,000円）を受給している方

（注意）上記の申請書の提出が必要な方に該当する場合は申請が必要です。

【問い合わせ】

松田町 子育て健康課  
(0465-84-5544)

【様式のダウンロード】

